

6 毒劇物の廃棄

(1) 毒劇物ではないものにしてから
廃棄しなければなりません。

中和、加水分解、酸化、還元、希釈、
その他の方法により、毒劇物に該当
しないものにします。

同時に、その他の法令の規定する
基準にも適合していなければなりません。



(2) 自己処理できない場合は、許可を受けた廃棄物処理業者に委託するなど、
適正に処理します。



7 毒劇物の購入

毒劇物を購入する場合には、必要事項を記入し、捺印した譲受文書を営業者に
提出する必要があります。

営業者は、譲受ける人から、

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受者の名称、職業と住所

を記載し、捺印した文書を受け、5年間保存します。

※毒物劇物販売業の登録を受けず、譲渡・販売することは禁止されています。

毒物及び劇物譲受書			
毒物又は劇物の種類	名称	数量	
販売又は授与の年月日			
譲受者 (個人にあっては、 その名称及び 主たる事業所の所在地)	氏名	職業	住所
備考	(年 月 日)		

- ◆法第3条(禁止規定)
- ◆法第4条(営業の登録)
- ◆法第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)
- ◆法第15条の2(廃棄)
- ◆施行令第40条(廃棄の方法)

毒物・劇物 適正な取扱いについて

発行/京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
TEL: 075-222-3430 FAX: 075-213-2997

令和3年2月発行 京都市印刷物 第023180号

毒物及び劇物を取扱う皆様へ

毒物・劇物 適正な取扱いについて



1 はじめに

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）は、工業薬品、農薬、試薬など、私たちの暮らしの身近な場所で、化学的特徴をいかして有用に活用されています。

しかし、毒劇物は毒性の強いものであるため、誤って吸飲や接触をしてしまうと健康を害する**危険性**を併せ持っています。

このため、毒劇物を取扱う場合は、盗難や流出などによる被害が起きないようにその取扱いには**細心の注意**が必要となります。

2 毒劇物とは

化学物質のうち、どれが毒劇物にあたるかは、「**毒物及び劇物取締法**」で定められています。

「毒物及び劇物取締法」では、毒性の強いものを「毒物」に、これに準じて規制する必要があるものを「劇物」に、毒物のうち特に著しい毒性を有するものを「特定毒物」に指定しています。

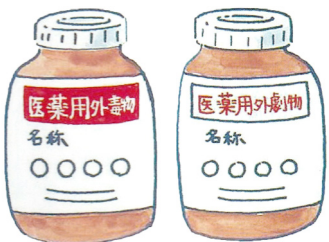
なお、医薬品や医薬部外品であるものは、毒物又は劇物に指定されません。

例

毒物	アジ化ナトリウム、シアン化カリウム（青酸カリ）、シアン化ナトリウム、ひ素、水銀など
劇物	水酸化ナトリウム、アンモニア、塩化水素（塩酸）、硫酸、トルエン、ホルムアルデヒド、メタノールなど
特定毒物	四アルキル鉛、モノフルオール酢酸など

毒劇物であることが誰でも分かるように、容器に表示が義務付けられています。

- ①毒物の場合：「医薬用外」の文字及び**赤地**に白色で「毒物」
- ②劇物の場合：「医薬用外」の文字及び白地に**赤色**で「劇物」



毒劇物の表示例

毒劇物の容器として、飲食物の容器を使ってはけません。

飲食物容器に入った毒劇物を誤って飲んでしまう事故が起こらないよう、毒劇物であるということをはっきり伝えなければなりません。



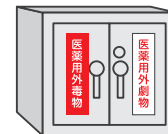
3 毒劇物の貯蔵、保管

(1) 盗難・紛失防止

毒劇物が盗まれたり紛失しないように厳重に保管管理してください。

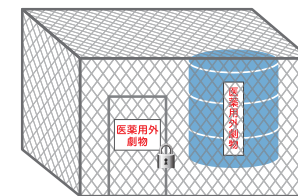
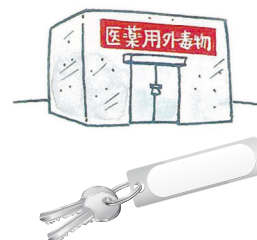
ア 専用の設備に保管する。

毒劇物は、他のものと区別された専用の場所に保管してください。



貯蔵する場所には「医薬用外毒物」や「医薬用外劇物」の表示が必要です。

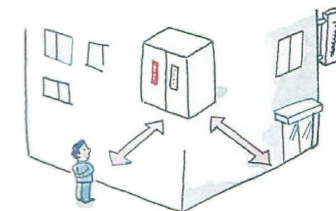
イ 鍵のかかる堅固な施設に保管する。



※構造上鍵がかけられないタンク等の場合には、人が近づけないように柵を設けます。

ウ 敷地境界線から離れたところに保管する。

関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、周りに危害を与える可能性が高くなります。



エ 目の行き届くところに保管する。

毒劇物の有無を確認できる場所に保管します。



法：毒物及び劇物取締法
指定令：毒物及び劇物指定令
施行令：毒物及び劇物取締法施行令
施行規則：毒物及び劇物取締法施行規則

◆法第2条（定義）
◆指定令第1条（毒物）、第2条（劇物）、第3条（特定毒物）
◆法第11条（毒物又は劇物の取扱）
◆法第12条（毒物又は劇物の表示）

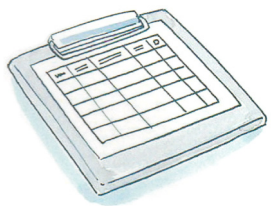
◆法第11条（毒物又は劇物の取扱）
◆法第12条（毒物又は劇物の表示）
◆施行規則第4条の4（製造所等の設備）

オ 鍵の管理を徹底する。

- ①鍵の管理者を明確にする。
- ②鍵の数量のチェックを定期的に行う(合鍵の数は必要最低限とする。)
- ③鍵を使用する場合は、チェック表に記入、又は責任者の許可を得るなど、管理を徹底する。

カ 管理簿を作成する。

- ①毒劇物の種類等に応じた使用量の把握をする。
- ②在庫量の定期的な点検を実施する。



毒物劇物管理簿



毒物劇物取扱責任者について

○毒物劇物取扱責任者とは、毒劇物を実際に取扱う上での安全確保について責任を持つ技術者のことです。毒劇物を直接に取扱い、販売等を行うためには、店舗ごとに毒物劇物取扱責任者を設置しなくてはなりません。

○また、業務等で使用される場合(業務上取扱者)でも、電気メッキ加工、金属熱処理などを行う場合は、事業所ごとに毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。

○法律で毒物劇物取扱責任者の設置を義務付けられていない業務上取扱者(大学、研究所など)においても、管理責任者を指定するなど、保管管理の責任を明確にしましょう。



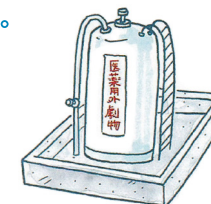
- ◆法第7条(毒物劇物取扱責任者)
- ◆法第8条(毒物劇物取扱責任者の資格)
- ◆法第22条(業務上取扱者の届出等)

(2)漏えい, 流出防止

毒劇物が事業所等の外に飛散したり、流出したり、地下に染み込むことがないようにしてください。

ア 取扱う毒劇物の性質を踏まえた設備に保管する。

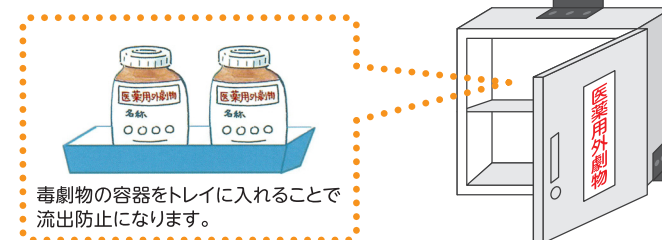
取扱う毒劇物の性質を踏まえ、コンクリート製などの安全な設備に保管します。



イ 毒劇物の保管庫に安全対策を講じる。

保管庫が転倒しないように壁や床に固定します。

また、毒劇物が転倒落下しないような設備を設けます。



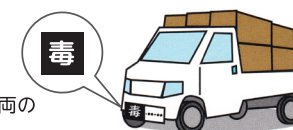
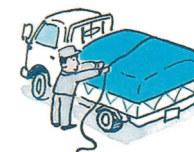
毒劇物の運搬について

○毒劇物を運搬する場合も、盗難や飛散、流出に注意が必要です。

○転倒、落下しないように、毒劇物を運搬車両に固定します。

○特定の毒劇物については、運搬方法に基準があります。

- ・連続運転時間が4時間を超える場合や1日当たりの運転時間が9時間を超える場合は、交替して運転する者を同乗させる。
- ・防毒マスク、ゴム手袋等の必要な保護具を備える。
- ・毒物及び劇物の名称、成分、含量並びに応急措置の内容を記載した書面を運搬車両に備える。
- ・「毒(地を黒色、文字を白色)」と表示した標識を運搬車両の前後の見やすい箇所に掲げる。



- ◆法第11条(毒物又は劇物の取扱)
- ◆施行規則第4条の4(製造所等の設備)
- ◆法第16条(運搬等についての技術上の基準等)

4 事故時の措置

万一、危害が生じるおそれのある事態になった場合、関係機関への連絡や適切な措置などの迅速な対応が危害の拡大を防ぎます。

(1) 通報体制を整備する。

危害が発生したときに冷静な対処ができるよう、あらかじめ通報する責任者を設定しておきます。責任者がいないときどうするかも決めておきます。



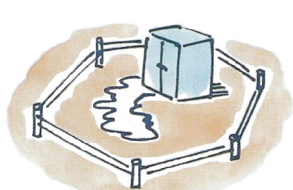
盗難または紛失した場合は、直ちに警察署に通報する。



飛散、漏えい、流出した場合は、保健所、警察署、消防署に連絡する。

(2) 被害を食い止める措置とその準備を行う。

放置すれば、周りに危害を与えるおそれがありますので、被害を最小限に食い止める措置を速やかに講じてください。



周辺にロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。



風下の人にも知らせ退避させる。



作業時は保護具を着用



被害箇所に中和剤等を散布する。



中和した後に多量の水で洗い流す。

河川などに流出しないように注意する。

◆法第17条(事故の際の措置)

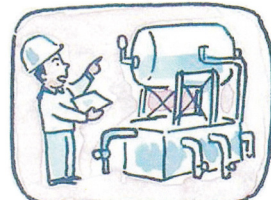
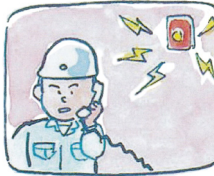
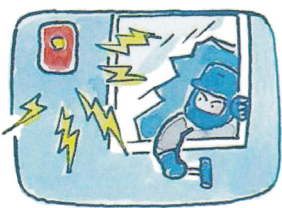
5 毒物劇物危害防止規定の作成

毒劇物の危害は、事業所によって取扱う種類、量、取扱い方法等の様態、異常事態の内容など、あらゆる点で異なります。

各事業所がその実情に応じた危害防止対策を自主的な規範にまとめたものが「**毒物劇物危害防止規定**」です。

毒劇物による危害を未然に防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を作成し、職員に周知するとともに、定期的に見直しましょう。

毒劇物の貯蔵又は取扱いにあたって、以下のような基本的な事項を記載するとともに、規定を具体的に実施するための細則を定めます。

- | | | |
|---|---|--|
| <p>1 毒劇物の貯蔵又は取扱いを行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項</p>  | <p>2 毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項</p>  | |
| <p>3 毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項</p>  | <p>4 毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項</p>  | <p>5 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項</p>  |
| <p>6 毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者、その設備の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項</p>  | <p>7 その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項</p>  | |